

臨時報告第10号様式

広拘発第172号

平成22年2月15日

矯正局長 殿  
広島矯正管区長

広島拘置所長

自殺事故報告（平成22年1月18日付け広拘発第74号速報に係るてん末報告）

1 概要

当所収容中の40歳代の男性懲役受刑者（以下「事故者」という。）が、平成22年1月16日（土）午後1時43分ころ、単独室でい首しているのを巡回中の職員が発見し、直ちに蘇生術を施すとともに、救急車にて市内の病院に搬送し、医師が救命措置を施したが、同日午後2時40分、同病院医師により死亡が確認された。

2 経緯

同日午後1時43分ころ、[REDACTED]の看守部長（以下「[REDACTED]看守部長」という。）が、同舎を巡回勤務中、同舎（単独室）を視察したところ、事故者が、[REDACTED]

[REDACTED]のを発見し、直ちに非常ベル通報した。

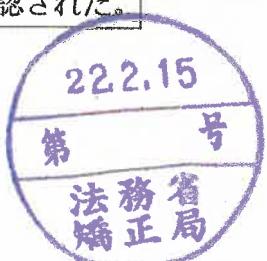
同通報により、監督当直者看守長大西直美（以下「大西看守長」という。）ほか5名の職員が同室に急行し、大西看守長の指示により、同室を緊急開扉し、夜勤監督者副看守長[REDACTED]（以下「[REDACTED]副看守長」という。）が[REDACTED]

直ちに、事故者の身体状況を確認したところ、意識、呼吸及び脈拍が確認できない状態であったため、[REDACTED]副看守長が心臓マッサージを行うとともに、[REDACTED]看守部長が人工呼吸を行い、大西看守長がAEDの使用を指示し、看守[REDACTED]が事故者にAEDを使用した。

同1時49分ころ、看守[REDACTED]が救急車を要請するとともに、職員数名が交代で心臓マッサージを継続しながらAEDを使用して救命措置を行った。同1時54分ころ、救急車が当所に到着し、救急隊員が事故者に対して救命措置を行い、同2時4分、職員3名が同乗の上、当所から[REDACTED]に向け出発した。

同2時15分、同病院に到着し、直ちに医師による心肺蘇生術が施されたが、同2時40分、同病院医師により、縊頸による死亡が確認された。

事故の概況



	なお、同日午後 1 時 32 分ころ、看守部長が同居室を視察した際、事故者は [REDACTED]、動静に異状は認められなかった（最終生存確認時間）。	
事故の状況	1 発生年月日	平成 22 年 1 月 16 日（土）
	2 発見時刻	午後 1 時 43 分（非常ベル通報時刻）
	3 場所	[REDACTED] (単独室)
	4 方法	[REDACTED] い首したもの。
	5 経緯	上記事故の概況のとおり
	6 使用器具	[REDACTED]
	7 逮捕制圧時の状況	該当事項なし
	8 事案による犯罪	該当事項なし
	9 その他の	1 檢察庁等への通報等 (1) 広島地方検察庁 同日午後 2 時 48 分、看守長内山巨心が同検察庁に死亡通報を行った。 (2) 広島中央警察署 同日午後 2 時 51 分、同看守長が同警察署に死亡通報を行った。 (3) 広島矯正管区 同日午後 2 時 35 分、同看守長が同管区に第一報を行った。 (4) 法務省矯正局 同日午後 2 時 43 分、処遇部長西村政博が矯正局に第一報を行った。 2 司法検視等の状況・結果等 (1) 司法検視 [REDACTED] において、同病院医師の立会の下、広島地方検察庁検察官検事 [REDACTED] ほか 3 名による司法検視が実施され、事件性は認められず、[REDACTED] こととされた。

		(2) 行政検視  において、同病院医師の立会の下、広島拘置所長が行政検視を実施し、事件性は認められなかつた。 3 遺族への通知・遺体の引き渡し等
事故者	1 事故者の種別 2 身 分 3 氏 名 4 生 年 月 日 5 罪名又は事件名 6 刑名・刑期 7 刑の起算日又は入所日  8 刑の終了日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 13 住 所 14 特殊被収容者報告の有無 15 そ の 他	自殺者 懲役受刑者

職員の状況	1 配置及び勤務状況	事故当日、処遇部門には、監督当直者ほか の職員が出勤勤務し、当該 [REDACTED] を配置していた。
	2 監 督 方 法	監督当直者 1 名及び昼夜勤監督者 [REDACTED] が適 宜監督巡回する体制であった。 該当事項なし
	3 職責処理の状況	
事態收拾の措置	1 職員の非常招集	非常登庁 33名（幹部、病院搬送、検視）
	2 非常配置箇所数、時 間及び人員	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動 の有無、出動した場合 にはその活動状況	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機	病院搬送後、居室内及び領置物を検査したと ころ、[REDACTED]
	2 施設側の欠陥	事故者の心情把握・動静観察が十分ではなか ったと思料される。
事故者に対する措置	1 懲 罰	該当事項なし
	2 事 件 送 致	該当事項なし
改善事項	1 改 善 し た 事 項	1 巡回観察の強化 (1) 監督巡回の励行 ア 職員の動きが制約される時間帯（人員 点検時、配食及び配食前後）の巡回の励 行 イ 各区の所管にとらわれない、全単独室 棟の巡回励行

改善事項	(2) 夜間勤務体制の臨時的措置
2 動静観察及び心情把握の徹底	
(1)	[REDACTED]を作成した。
(2)	所長、処遇部長及び処遇首席指示を発出して、留意事項の周知徹底を図った。
3	公判状況及び外部交通の内容の再点検 公判状況内容から、1名を一時的要視察者から要視察者に指定し直した。
4	単独室 [REDACTED] じゃっ起したことから、単独 室 [REDACTED]
5	全単独室の細密検査 1月19日から1月28日まで、全単独室の臨時細密検査を行い、遺書1件、[REDACTED]を発見した。 メモに死にたい旨記載していた者については、一時的要視察者に指定して、物品制限の上、第二種単独室（テレビ監視付き）に収容し、[REDACTED]
6	特別保安総点検の実施 1月19日から2月5日まで、処遇部門監督者による特別保安総点検を実施した。

改善事項	<p>7 全扉の再点検 施設内の全ての扉を再点検し、鍵の入り具合及びちようつがいからの異音の発生の有無等を確認し、不具合のある箇所については、修繕を施した。</p> <p>8 所長指示等の発出 事故発生直後、平成22年1月18日付け所長指示第3号「自殺事故等の防止について」を発出して全職員に注意を喚起したほか、同日付け処遇部長指示第1号「自殺事故防止について」及び同日付け処遇首席指示第3号「自殺事故防止及び適正な投薬と服用の確認等について」を発出して、その具体的な方策等を全職員に周知徹底した。</p> <p>該当事項なし</p>
2 改善すべき事項	(マスコミ公表とその結果等) 平成22年1月16日午後9時、広島県警記者クラブ幹事社に公表し、同日、新聞社6社(朝日、読売、毎日、中国、共同通信、時事通信)及びテレビ局5社(NNK広島、中国放送、広島テレビ、テレビ新広島、広島ホームテレビ)から取材があり、翌日、新聞4紙(朝日、読売、中国、日経)に本件事故に係る記事が掲載された。
その他参考事項	